

# お知らせ

## 日本橋法人会におけるインボイス制度の取扱い

公益社団法人 日本橋法人会は、消費税法上の免税事業者に該当するため、インボイス制度に係る適格請求書発行事業者の登録は行っていません。

当会へお納めになられた会費等の取扱いについては、以下のとおりとなりますので、ご了承をお願い致します。

消費税の取扱いの詳細につきましては、管轄の税務署へお問合せください。

- ・ 通常会費 課税対象外(不課税)
- ・ 研修等の都度お納めになる参加費等 課税対象(仕入税額控除不可(※))

※ なお、インボイス制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの参加費等 . . . 80%控除可能  
令和8年10月1日から令和11年9月30日までの参加費等 . . . 50%控除可能